

依頼日： 令和2年3月10日

**記載例**

(宛先) 京都市長

**施設等利用費過誤調整申立書**  
 【幼稚園・預かり保育・認可外保育施設等】

下記の施設等利用費について、申請額に誤りがありましたので、過誤調整を申し立てます。  
 なお、当該過誤調整に当たっては、次の事項に同意します。

<同意事項>

- 1 依頼者や同居親族の住基情報や課税状況等の確認のため、京都市が官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めること。
- 2 京都市が対象施設に対し施設等の利用状況や利用料の支払い状況等を確認すること。
- 3 過誤調整により、施設等利用費の追給や過払いが発生した場合、次回以降の施設等利用費の支給額で調整をすること。
- 4 上記3で調整できない過払いについては、京都市の請求に基づき、納付書で返還すること。

記

1 施設等利用給付認定保護者（依頼者）

※ 施設等利用給付認定(変更認定)通知書に記載されている保護者の方が依頼してください。

フリガナ	キョウト タロウ	認定 子ども との 続柄	父	生年月日	昭和59年3月16日
氏名	京都 太郎	京都		現住所	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 電話： 075-251-2390

2 認定子ども

フリガナ	キョウト ハナコ	認定番号	19●●●●●●
氏名	京都 花子	生年月日	平成27年5月5日

3 施設等利用費（幼稚園）の過誤調整の内容

利用年月	令和元年10月
------	---------

園名	●●●●幼稚園	所在地 (京都市外の場合のみ記入)
----	---------	----------------------

<修正前>

保育料①	入園料(月割)②	費用計①+②	申請額(修正前)③
24,000円	2,000円	26,000円	25,700円

<修正後>

保育料④	入園料(月割)⑤	費用計④+⑤	申請額(修正後)⑥
23,000円	2,000円	25,000円	25,000円
過誤調整額 ⑥-③※			△700円

※ 過払いが発生する場合は△●●●円と記入

4 施設等利用費（預かり保育・認可外保育施設等※）の過誤調整の内容

※認可外保育施設等には、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業が含まれます。

利用年月	<b>令和元</b> 年 <b>10</b> 月
------	--------------------------

<修正前>

【預かり保育】

施設の種類	施設の名称	所在地 (京都市外の場合のみ記入)	利用日数	利用料	申請額小計⑦
●●●●	幼稚園		10 日	5,000 円	4,500 円

【認可外保育施設等】

番号	施設・事業所の名称	所在地 (京都市外の場合のみ記入)	支援の内容	利用料・保育料
1				円
2				円
3				円
計				円
申請額小計⑧				円
申請額計(修正前) ⑦+⑧=⑨				4,500 円

<修正後>

【預かり保育】

施設の種類	施設の名称	所在地 (京都市外の場合のみ記入)	利用日数	利用料	申請額小計⑩
●●●●	幼稚園		12 日	6,000 円	5,400 円

【認可外保育施設等】

番号	施設・事業所の名称	所在地 (京都市外の場合のみ記入)	支援の内容	利用料・保育料
1				円
2				円
3				円
計				円
申請額小計⑪				円
申請額計(修正後) ⑩+⑪=⑫				5,400 円
過誤調整額 ⑫-⑨※				900 円

※ 過払いが発生する場合は△●●●●円と記入

(添付書類)

過誤調整の内容が分かる書類（利用した施設が発行した施設等利用費過誤調整内訳書等）